

摂津市議会

総務常任委員会記録

平成17年12月12日

議 会 事 務 局

目 次

総務常任委員会

12月12日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	2
市長あいさつ	
委員会記録署名委員の指名	2
議案第76号所管分の審査	2
質疑（南野委員、野口委員）	
議案第100号、議案第101号、議案第102号、議案第103号の審査	8
質疑（三宅委員、野口委員、森西委員）	
議案第104号の審査	13
補足説明（総務部長）	
質疑（南野委員、三宅委員、野口委員）	
採決	18
閉会の宣告	18

総務常任委員会記録

1. 会議日時

平成17年12月12日(月) 午前10時 開会
午前11時29分 閉会

1. 場所

第一委員会室

1. 出席委員

委員長	山本善信	副委員長	森西正	委員	南野直司
委員	三好義治	委員	野口博	委員	三宅秀明

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	助役	小野吉孝		
市長公室長	寺田正一	市長公室次長兼人事課長	中岡健二		
政策推進課長	有山泉	同課参事	山田雅也		
総務部長	奥村良夫	同部次長兼納税課長	葭中勉		
財政課長	堤守	市民税課長	寺本敏彦	固定資産税課長	宮部善隆

1. 出席した議会事務局職員

事務局次長 野杵雄三 同局書記 湯原正治

1. 審査案件(審査順)

議案第76号 平成17年度摂津市一般会計補正予算所管分
議案第100号 摂津市一般職の任期付職員の採用に関する条例制定の件
議案第101号 摂津市職員の修学部分休業に関する条例制定の件
議案第102号 摂津市職員の高齢者部分休業に関する条例制定の件
議案第103号 職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
議案第104号 摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件

(午前10時 開会)

○山本善信委員長 おはようございます。
ただいまから総務常任委員会を開会いたします。

理事者からあいさつを受けます。

市長。

○森山市長 おはようございます。

何かとお忙しい中、今日は委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

過日の本会議で本委員会に付託されました案件についてご審査いただくわけですが、どうかよろしくご審査の上、ご可決賜りますようお願いいたします。

なお私は、一たん退席をいたしますけれども、在庁いたしておりますので、どうぞよろしくようお願いいたします。

○山本善信委員長 あいさつが終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、三好委員を指名いたします。

審査の順序につきましては、お手元に配付いたしております案のとおり行うことにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 ご異議なしと認めます。そのように決定いたします。

暫時休憩いたします。

(午前10時1分 休憩)

(午前10時2分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第76号所管分の審査を行います。

本件につきましては、補足説明を省略し直ちに質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 おはようございます。

それでは、議案第76号所管分に関してでございますが、まずは12ページの目1、一般管理費の説明に書かれており

ます特殊勤務手当(役職分)、マイナス1万8,000円に関連して、この際お聞きしたいのですが、37ページの給与明細書の職員手当の内訳に書かれております特殊勤務手当に関して、48万5,000円のマイナスになっておりますが、特殊勤務手当の見直しについて、どのように検討されておられるのか、お聞かせください。

それと、もう一点ですけれども、12ページの同じですね、説明に書かれております互助会補給金、マイナス244万4,000円に関して、このたびの互助会の制度変更について、確認のためにもう一度整理も兼ねてお聞かせください。

この2点よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 1点目の特殊勤務手当につきましては、今年当初から組合と見直しについて協議をいたしてございまして、来年3月の議会で廃止あるいは見直しの条例を上げたいと思っております。

内容につきましては、休日業務手当なり、あるいは自動車運転手手当なり、また俗に言う役付職員手当ですね。そういうものについては、廃止の方向で現在組合と協議をいたしてございまして、

それから、互助会補給金の分なんですけれども、一応今回上げさせていただきましたのは、今まで平成16年度までは互助会の補給金につきましては、1,000分の21という形で支払いをしてございました。今回、互助会の方でその見直しをされまして、1,000分の21から14に変更になったということで補正を上げさせていただきました。

なお、平成18年4月からは補給金については、1,000分の14から1,000分の7になる予定になっております。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 特殊勤務手当に関しましては、公明党としましても以前からこの特殊勤務手当の削減を強く要望してまいりました。どうか、早期削減に向けて取り組まれるよう、これを要望いたします。

次の互助会補給金に関してですが、本市においては1億4,000万円返還されると新聞にも書かれておりますが、この返還される清算金をどのように活用されるのか、お聞かせください。

以上で2回目です。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、互助会の返還金でございますが、1億4,000万円弱の金額が本市に返還されます。12月中に返還されるというふうに聞いております。この返還金を3月の補正のときに歳入で上げたいというふうに思っております。

ただ、非常に財政が逼迫しておりますので、その時点では、財政調整基金に積み立てをし、後年度の支出に充てていきたいというふうに考えております。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 この清算金を活用しまして、他市の例を挙げますと、隣の吹田市では、4億8,000万円を特別財源に繰り入れて、「こども笑顔輝き基金」の創設を検討しているそうです。続発する子どもをねらった犯罪の防止策に役立て、子育て支援、施設の整備や子どもを犯罪から守るための子どもサポート隊など、子どもが安全に暮らせるための環境整備に役立てるそうです。

今、本当に全国で取り組まれております子どもの安全対策に、また教育費用に、何としても本市におきましても優先的に使用していただけることを要望いたします。

○山本善信委員長 ほかにございません

か。

野口委員。

○野口委員 そしたら2つの点でお尋ねしたいと思います。

1つは、6ページの債務負担行為にかかわる問題で、公共施設管理代行業業にかかわる債務負担行為で、5年度分として78億3,212万6,000円が計上されています。今回の議会に指定管理者の指定ということで、18の案件が出ておりますけども、この具体的に来年度、どの施設をこの指定団体に何ぼで管理委託しますよというのが具体化されたと思っておりますけども。78億円超える金額の根拠といいますか、その辺は現状でお聞かせいただけるんでしょうか。もしいただければ、していただきたいと思っております。

それと、債務負担行為ということで計上してはおりますけども、具体的に委託料、これから折衝していくのかなと思っておりますけども。4月から指定管理者制度が導入されるということで、それぞれの施設や事業の目的がきちっとその中で達成されるかということと、管理委託ですから、より安くしていくという、この2つの命題について、ただ単に来年4月からの移行に伴って、この際、委託料を下げるといふ強力な姿勢について、その辺のことがどういうふうな形で今回動いているのか。この2点、この問題でまずお尋ねしておきたいと思っております。

2つ目は、今回、繰上償還がされている問題に関連してです。財政状況について少しいろいろご見解を聞きながら論議したいと思うんですけども。公債費として、来年度支払うべき元利償還金を今回6億6,720万8,000円、今年度繰上償還するということです。

その理由はこの前もお話がありましたように、いわゆる一般財源に占める元利

償還金の細かい計算等ありますけども。その率が黙っておれば、来年度20%超えるということで、これを回避しようということから今年度に繰上償還するというのが、その動機であるかと思うんですけども。

財政状況を見た場合、いつも言われている経常収支比率が105.6%と。長年財政運営間違えば、民間企業で言う倒産に至ることなどもたびたび言われると。公債費比率も平成15年度、平成16年度、20%を一応超えると。その中で、今回、この起債制限比率の20%を超えないために、こういう繰上償還をして19%は戻すということなんですけども、いろいろ地方自治体と国との関係で、公債費比率だとか、起債制限比率だとか、国が決めた計算式に基づいて行いますし、その中で自治体としては当然必要な事業もありますので、ただ単に数字が高いから、比率が高いからどうかということは、単純には分析評価ができません。ただ公債費比率が20%を超えていると。経常収支比率も105.6%で超えていると。大変悪いという中で、それに加えて起債制限比率が20%を超える直前に来ているという、この状況を摂津の財政状況として関連して見た場合にどう見たらいいのか、ちょっとご説明いただきたいと。

以上、2点です。

○山本善信委員長 有山課長。

○有山政策推進課長 私の方から、指定管理者制度への移行に伴う債務負担行為の質問についてご答弁申し上げます。

一応、その金額の根拠と内訳ということでございますが、それぞれの18施設、委員からありましたように、議案第82号から議案第99号までの18施設の公共施設の管理代行事業について、期間は

平成18年4月から5年間、指定管理者制度への移行に伴う債務負担行為の額を積み上げたものでございます。

この限度額につきましては、本市が提示いたしました業務仕様書に基づき、指定管理者が積算し、提出いたしました収支見積額を算出の根拠として積み上げております。その金額は、平成18年が15億4,000万1,900円、19年度が15億5,413万1,900円、20年度が15億6,938万3,900円、21年度が15億7,925万7,900円、22年度が15億8,934万9,900円、以上の合計といたしまして、今回限度額の補正をお願いしていただいています78億3,212万6,000円となっております。

また、この施設の目的が達成されるかということですが、管理の代行をいたします指定管理者の方は従前、それぞれの施設を管理をいたしておりました団体をお願いをしております、その施設の目的は十分熟知しているものと思えます。

したがって、この施設の目的は達成できるというふうに考えております。

それから、委託料を下げるというような、より安くというような話がございましたが、これはこれから予算編成を踏まえて、中身について再度行っていく予定をしております。本来なら、コストも含めて指定管理をするときの審査会という形をとるのでございますが、今回、特命のような形をとっておりますので、これは予算査定の中で担当原課あるいはその協定の中身について議論をしていくという形になります。

したがって、その中で委託料をどのような形とするのか。今、おっしゃったようなより安くするためにはどうする

のか。あるいは必要な部分はどのように認定していくかといったようなことの査定の作業が入るということでございます。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 それでは、私の方から繰上償還について、ご説明させていただきたいと思えます。

まず、今回繰上償還を計上させていただき理由といたしましては、委員のご指摘のように現在の状況でいきますと、18年度の起債制限比率、これが20%を超える見込みとなっておりますというところでございます。

起債制限比率につきましては、実は平成14年度から大阪府と協議の上、公債費負担適正化計画というものを策定いたしまして、公債費、起債制限比率を引き下げる、いろいろな努力をしてまいったわけでございます。

この公債費負担適正化計画と申しますのは、7年間で起債制限比率を13%以下に引き下げるというものでございまして、歳入の確保や歳出の合理化、あるいは起債の抑制等によりまして、この率を引き下げていこうとするものでございます。

適正化の措置につきましては、計画については臨時財政対策債というのが当初見込んでおりましたよりもかなり増加しておりますので、若干の計画よりも公債費は増えてまいっておりますが、ほぼ計画に近い数字となっておりますのでございます。

ところが、起債制限比率の分母となります標準財政規模が策定時よりも相当下がってまいっております。このままでいきますと、分母の標準財政規模の低下で18年度決算で起債制限比率が20%を超えるというふうに見込んでおります。

したがって、ここで繰上償還をす

ることによって、その率を20%以下に下げたいというところでございます。

20%を超えますと、どのようなことが起こるかということなのですが、20%を超えますと、一般単独事業に対する起債ができなくなります。具体的に言いますと、前年度の起債制限比率が20%を超えた場合は、当該年度の起債が許可されない。ですから、前年度の起債制限比率が20%を超えますと19年度の一般単独事業が起債を制限受けまして、実施が困難になってくるというようなことがございます。

それと、財政状況への影響ということでございますけれども、財政状況の影響につきましては、18年度に償還予定のものを17年度に償還するわけでございますので、財政状況に与える影響というのは非常に限定的なものというふうに考えております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 最初の公共施設管理代行事業の債務負担の問題ですが、内訳は一応わかりました。その上で、先ほど委託料について、より安くという立場ではこちらは質問していませんので、お間違えないように言っておきます。事業目的に適正な委託料という意味でありますので、私が申し上げているのは、4月からの管理委託の出発に際して、財政もしんどいから、この際、下げようかという動機が働いて、各事業なり施設の管理の目的がおかしくなるのではないかという意味での関係で申し上げておりますので、間違いないように言うときます。

その上で、説明では金額については収支見積額が出されて、その総額をプラスして今回計上だということでありまして。これからも特命ということで、審査会の対応ではなくて、予算査定でも決めてい

くということではありますが、いろいろ声も届いていますので、先ほど申し上げた、これまでその団体なり、事業委託ということでいろいろ頑張っていたいてきた、そういうところに再度5年間という期間で、指定し、管理をお願いするわけでありませぬども。ぜひその事業の目的が達成できるように、そういう立場をぜひ貫いて対応していただきたいと。

国の方では大きく言えば官から民のいろいろな動きの中で、公的な仕事の領域を民間に委託をしていくという流れの中で出てきた問題でありますし、いろいろ今後国からも再度いろんな通知などもあるかもわかりませぬども、事業目的達成できるように、そういう立場から対応をお願いしておきたいと思ひます。

2つ目の問題であります。いろいろ動機だとか、財政的な兼ね合ひはわかるんですけども。そういうことをされた、今の摂津の財政状況についてどう理解したらいひのかということの質問なんです。

お話がありましたように、公債費比率も20%を超えていますと。平成16年度が22.1%、その中でこの起債制限比率が20%を超えませぬと、お話があったように、翌年度の一般単独事業に関する起債の制限が出てくると。単純に言えば、その災害復旧と小・中学校の建設事業費以外は、いわゆる地方債の発行はなかなかしんどいという状況になりますね。

そういう中で、公債費比率について国が言っているのは、10%を超えれば黄信号と、15%を超えれば赤信号だと。私どもは、本市は22.1%という、この赤を限りなく上回っているわけです。確かに中身の分析は単純に数字だけでは評価は難しいかと思ひています。それは当然のこととして申し上げているわけでありませぬども、なかなか材料がありません

ので、そういう全体的な分析の上で評価は言えませぬ。そういう国のそれぞれの財政的な指標について、そういうことを言っているわけですから、公債費比率も20%を超えていますと。起債制限も20%前後だと。この辺の状況を今の財政状況の中で、しんどいのはわかりませぬども、どう見たらいいのか、ちょっとわかりやすく説明をいただきたいという趣旨です。

○山本善信委員長 堤課長。

○堤財政課長 まず1点、今後の影響について、18年度から地方債の協議制度というのが導入される予定になっておりますので、若干補足説明をさせていただきますと思ひます。

今のところ詳細は決まっておりますが、地方分権一括法の施行に伴って地方公共団体の自主性をより高める観点に立ち、地方債の許可制が廃止され、協議制を行う制度に移行されるということになっております。

ただ、17年10月に参った資料によりますと、具体的なことにつきましては、やはり協議制の団体もあれば、一定の数値を超えると許可制になる団体、それからさらに制限を受ける団体というふうに現在、国の方で協議をされておられるということで、具体的な数値につきましては、現行の許可制限の実施状況を尊重することを基本に別途検討するということになっております。

それと、今後の財政状況はどうなるかというご質問でございますが、過日、財源の中期見込みというものを出示していただいております。その根拠といたしまして、平準化債を活用しながら建設事業費についても、一定抑制をしつつ、こちらの方はまだ正式に出してございませぬけれども、23年度には収支均衡を目指

したいというふうに考えております。

それともう一つ、赤信号というお話がございませうけれども、またさらに分析になって申しわけございませうけれども、今回、16年度、17年度、18年度が公債費のピークとなっております。起債制限比率につきましては、過去3年間の平均でございませうので、このピークの数字が丸々かぶってまいりまして、非常に大きな数字になってまいります。これにつきましては、約10年ぐらい前に、公共用地先行取得等事業債と申しまして、公共用地の先行取得のために発行した起債が数多く満期となって参っております。そういったこともありまして、この3年間の起債制限比率が非常に高くなっております。

それを過ぎますと、一応国に提出させていただいている資料でございませうが、今回繰上償還をさせていただいたとしまして、18年度の起債制限比率の見込みの数值が19.5%で19年度には18.1%、20年度には14.3%程度まで落ちるのではないかというふうに見込んでおります。

○山本善信委員長 総務部長。

○奥村総務部長 それでは、財政状況をどう見ればいいのかということについて、私の方からご答弁申し上げたいと思ひます。まず、経常収支比率でございませうが、平成16年度は105.6%。この計算式は、ご存じのように、分子の方は経常的な経費に充てた一般財源でございませう。分母の方は経常的に収入される一般財源、通常市町村でいきますと税が主でございませう。それから、公債費比率の計算につきましては、公債費に充てた一般財源、これは一緒なんですけれども、分母の方が標準財政規模、これは重きは税でございませう。税が伸びれば経常的な一般財源

も大きくなって、経常収支比率も下がっていきますし、それから標準財政規模も大きくなって、公債費比率や、あるいは起債制限比率等々についても下がっていきます。

本市の105.6%の経常収支比率の内訳で、府下、市でいきますと平均96.9%でございませう。そのうち、公債費に当たりましては、本市が24.0%、それから府下平均は15.9%で、8.1%の比率が高くなっております。

それから、繰出金16.9%に対しまして、府下平均は12.5%。ここでいきますと4.4%の比率が高くなっている。合計いきますと、経常収支比率の府下平均における本市の8.7%の率の高さというのはまさしく公債費と繰出金というふうになります。

先ほど課長の方から説明いたしましたように、今回繰上償還いたしますのは、起債制限比率、これを下げるための手段でございませう。通常来年に通常的な償還でありますと、分子の方の公債費比率に計算を入れられてしまいます。繰上償還いたすことによって、それは減額となりますので、17年度の通常の償還金だけの計算式になります。そうすることによって比率が下がる。3か年平均ですので、17年、18年は公債費のピークになります。16年、17年、18年の3か年平均、それから17年、18年、19年の3か年平均、これはピークというふうを考えております。

いずれにいたしましても、本来は起債をしないというのが財政的には非常に楽になることなんですけれども、それとても新しい事業に取り組んでいかなければならない。その中で起債制度を活用しながら市債も発行しながら、事業も展開していきたいというふうに思っております。

ちなみに、財政的な立場でいきますと、元金償還以内の起債発行、これは必要最小限の守るべきルールかなというふうに思っております。

平成10年度までは元金償還以上の発行を実はしておりました。平成11年度からは元金償還以内の発行ということで、起債現在高を毎年下げていっております。こういう財政運営の中で新しい事業の展開、それから財政運営のバランス等々をとっていきたいというふうに思っております。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時28分 休憩)

(午前10時29分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第100号、議案第101号、議案第102号及び議案第103号の審査を行います。

本4件につきましては、補足説明を省略し、質疑に入ります。

三宅委員。

○三宅委員 議案第100号について質問させていただきます。

まず、この第2条の第2項にございます、任命権者は云々とありまして、最後に、職員を任期を定めて採用することができる、という形の条文になっておりますけれども、1行目と最後の行に同じく、任期を定めて任用される職員という趣旨の文章が出てきますので、この第2条第2項のもう少し詳しい説明をお願いしたいと思います。

もう一点なんですけれども、この一般職の任期付職員、これの採用に関してでございますが、これは普通のいわゆる一般職の方の採用と同じような試験を実施される予定でありますでしょうか。まず、こ

の2点、お伺いいたします。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 まず、第1点目の任期付職員の採用に関する条例の第2条第2項の部分なんでございますが、第1項につきましては、ここに書いておりますように、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、あるいは一定期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、こういう業務については任期付の採用をしてもよろしいですよということになっております。

それで、第2項の方につきましては、第1項第1号あるいは第2号の、一定期間内に終了することが見込まれる業務なり、あるいは業務量の増加が見込まれる業務について、例えば今おる職員の中でそれに精通している職員とかがおる場合は、例えばその職員をそちらの方へ異動させます。異動させたときにもとの職場は1名減員になるということになりますね。その場合はその職場へ任期を付けて、その間だけ職員を採用してもよろしいですよということで、第2項でうたっているということでございます。

それから、2点目の採用についてでございますが、一応、採用につきましては、選考あるいは競争試験ということになっておりますので、例えば専門的な技術がある場合なんかには、選考採用ということもあり得ると思っております。通常は競争試験で採用したいと思っております。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ありがとうございます。

第1点目の質問に対して、欠員補充という形と理解させていただきますが、この点でよろしいかと思っております。

第2点目の採用に関してでございますが、あと年齢制限等はお考えでしょうか。この点だけもう一つ、お伺いいたします。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 今のところ年齢制限については考えておりません。ただ、ここにうたっておりますのは、終期が見込まれる業務でありますとか、あるいは一定期間の増量する業務ということでございますので、その業務の内容等も含めた上で、年齢は決定していきたいと思っております。

○山本善信委員長 市長公室長。

○寺田市長公室長 1点目の補足になるんですが、欠員補充かということになりますと、そういう意味ではなしに、一定期間で終了する業務があると。そこに任期付職員が採用できると。しかしその業務について、その任期付職員だけでは運営できない場合がありますよね。正規の職員をそこへ充てる場合があります。その場合、その正規職員が他の課からそこへ充てた場合、その課が欠員になりますよね。そのところに任期付職員を入れてもいいですよというのが先ほどの説明であって、トータル的に考えますと、これらの任期付職員が充てるのとか、あるいは正職員を任期付のところに業務を入れるというのはトータルで考えて期限付きな事業を行うということですので、そういうことからすれば、欠員補充というよりも任期付職員をそこへ充てるという意味でございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 2点とも理解いたしました。総務省からの通知によりますと、本条例制定の根拠となります法律の改正の趣旨は、行政の高度化、専門化や多様化する住民の行政ニーズに対応した行政サービスの充実を図るとともに、就業意識の多様化等を考慮した公務のより能率的な運営を促進するところにあるとのことでございます。

運用に際しましては、この点に十分注意されるよう要望をいたします。

○山本善信委員長 ほかにありませんか。

野口委員。

○野口委員 そうしましたら、幾つかお尋ねしたいと思うんですけども。議案第100号から第103号の組み合わせが、国の方での地方公務員及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の一部改正ということで、地方公務員法と任期付の関係、2つが1本で今年の6月の通常国会で通って、条例上は基本は議案第100号を基本として、関連してこの第101号、第102号というのが出ているかと思うんです。

国の方では、あわせて、それまで以前からこの地方公務員制度をどういうふうに変えていくのかということで、いろいろ検討がされて、地方公務員改革といえますか、その中での一環として今回出ていると思うんです。民間の方では、いろいろ労働者派遣法が通った後、正規の職員が減らされて、いわゆる非正規職員が増えるという事態が多く広がっている中で、いわゆる雇用破壊とか、そういうのがあわせて広がっているという事態になっています。そういう中で、地方自治体、いわゆる官の分野でも、いろんな形態のお仕事ができるように、今回改正をされ、条例の改正になっているわけですけども、私は国会でもこの法律に反対を一応しています。ご承知のとおり、これまではこの正職と非正規職員といえますか、そういうことを基本として労働形態になっていましたけども。今回は任期付だとか、いろいろな形で採用の多様性が出されていますけれども。本格的にこの任期付職員を採用できるという、こういう法律でありますから、そういう点ではこの公務の仕事が、こういう継続性が

ほんまに確保できるかという問題が1つありますし、任期付で、職員を雇うということになりますと、この正規職員がどんどん減らされて、いわゆる官の仕事がきちんと果たせるかという問題もありますので、そういう点を後押しするような法律、条例でありますので、そういう立場から反対との立場をとっています。

それは、前提として、いろいろお聞かせいただきたいと思うんですけども。まず、現在、例えば職員の数の中で、職員の数が何名あって、非常勤だとか、契約社員などが数字的にどうなっているのかということをもまず示していただきたいと。もう一つは、各分野で見た場合に、職員数適正化計画で見ますと、いろいろ各分野においては正職の方がどんどん定年退職されて、今、非常勤で、臨職で賄っているということがありますけども、どんどんその傾向が広がって、いわゆる正職で対応しなきゃならないところに任期付職員を配置して、正職の仕事をさせていくと。任期を付けて。そういうところもお考えだと思えます。そういう意味で、適正化計画で出されている退職予定者数の推移との関係で、どういうことを摂津市はイメージしているのか。一度わかりやすく説明をあわせていただきたいと思えます。

それともう一点は、民間の場合は、契約社員で雇ったとしても、トヨタもそうでありますけども、一定期限で頑張っていたら、毎年正社員の登用試験があります。何割かもそこで正職ということで雇われていくわけがありますけども。今回の任期職員で言いますと、任期の間は正職として扱うけども、その限りだけであとは何もないということですから、そういう点で専門性の担保だとか、その職員のいわゆる雇用条件を安定

的に継続させていくという問題から見ても、やっぱり問題があると思っておりますけども、そういう条例上は今回なっていませんけども。今後の検討課題として、民間で行っている非正規職員から正規職員へ、継続的にですよ、そういうことについてどうお考えなのか。あわせてお尋ねをしておきます。

○山本善信委員長 市長公室長。

○寺田市長公室長 総括的にご答弁を申し上げます。

職員の採用等の問題で、いろいろ職員に聞いても身分の違い等で、今現在働いていただいているんですが、ご承知のとおり、地方公務員法ができたのが、たしか昭和22年だったというように記憶しておりますが、その当時の役所の仕事をイメージしていただくと、このような分野に広がっているとはまず考えられなかったんですね。

ですから、そのときはそのときで、ほとんど正規の職員と臨時の職員で賄えたということなんですが、このように社会の状況が変化をいたしまして、役所の業務が拡大をしていきますと、それだけの職員で、職員というのはそれぞれの身分の違い職員なんですが、それに対して対応ができないということでもあります。

特に、今回の任期付につきましては、今まで役所の場合が一定プロジェクトで5年ぐらいで終了する場合、これを職員で配置するとなると、今までは正規の職員を採用して、そこへ配置をしていたと。終わればその職員がまたどこかへ配置するのか、だぶつくのかがあるんですが、それらを極めて効率的に対応するために、この制度はできたものでございまして、野口委員がおっしゃっているように、職員の欠員補充で、どんどんこういう任期付職員で補っていくのではないかと

ことでございますが、この議案第100号の条例の第2条を見ていただきますと、このことのできる条件として書いておりますのが、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、それと、一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務、ということで、特定をいたしておりますから、それ以外の業務でこの任期付職員を入れると、採用するというのは極めてできないということになっておりますので、そういうことでございます。

それと、当然その職員等で一定期限で任期付職員を正職員に採用できないかということになりますと、これは採用の公平性から言いますと、極めて問題でありまして、正規職員の採用については採用試験を行うなどで採用していきたい。ただ、この任期付職員で従事したから、正職員の採用に対して何か特権があるというようなものではございません。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 今、公室長の方から答弁させていただいた部分を除いてお答えいたします。

職員数につきましては、10月末で762名、11月末で退職された方を除きますと752名というのが現在の数字になります。非常勤職員につきましては、11月現在の数字でございますが、非常勤職員が236名、臨時職員が93名、合計329名となっております。

それから、今後非常勤なり、任期付なり、あるいは正職がどうなっていくのかということなんですけれども。私どもこの任期付につきましては、ここに書いていますように、必要な場合ということがありますので、例えば期限が限られた業務であっても、その部分が例えば非常勤なり、臨時職員で賄える場合でありましたら、そちらの方を優先させたいと思っ

ておりますし、どうしても正規職員が必要だということであれば、また任期付職員を採用したいと考えておりますので、この条例を上げたからといって、その非常勤なり、臨時職員が少なくなるというふうには思っておりません。必要な場合にのみ任期付は採用したいと思っております。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 一応、任期付職員として採用できる条件と申しますか、今の説明でわかったんですけども。懸念しているのは、いろいろ説明文書はいただいているんですけど、保育所の職場で見た場合、定年で保育士がおやめになりますと、そうした場合、クラスの担任などは正職が当然しますよね。それに臨職が加わって、そのクラスを運営すると思っておりますけども。その責任を持つ正職の保育士が定年でいなくなって、全体の数ですよ、その場合に、正職として対応できるように、その役割をこの任期付職員として雇った方を充てるということなどもあるのではないかと、ごっつい今心配をしているわけです。

または、いろいろ全体的な事業との関係で、いわゆる民間委託とか、数年後にそういうことをやろうという分野で、その期間だけ正職はちょっとしんどいですから、任期付で雇って、その後これも民営化しようといういろんなことを多分イメージされていると思っております。その辺をちょっといろんな懸念をしますので、少しわかりやすく、どういう対応をされるのか、ちょっとお尋ねをしておきたいと思っております。

それと今、課長の方からご答弁いただいた、現状の中で事務量だとか、内容を見て正職と非常勤、臨職の体制の中で賄うことを最優先にしながら、中身によっ

ては正職としての任期採用によって、その後も対応を考えていくという説明であったんですけども。先ほど申し上げた全体の中で、この任期付職員について、どういうイメージが当面こういう職場ではこれを活用するんだとか、ちょっとわかりやすく説明をいただければと思うんです。

それと関連して、職員数適正化計画ですけども、現在平成17年度であります。この数字が平成15年度から出ておりますけども、後日で結構ですから、当面の毎年度の退職者の推移数をいただきたいと思えます。

○山本善信委員長 市長公室長。

○寺田市長公室長 具体的なご質問で、例えば民間委託とか、その場合にはこの場合の期限付任用職員を採用するのかということについては、それはこの条例上、将来業務がなくなるとか、一定期間終了するとかという見込みの中に想定されるというふうに思っております。その場合については、雇用の調整ということで任期付職員を採用する場合もございます。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 今後の退職者数は後でよろしいですか。

○山本善信委員長 資料出しますか。それで対応していただきます。

野口委員。

○野口委員 民間と同じ形で正職への登用の問題を先ほど質問させていただいて、特典はないというお話でありました。今、摂津市としても、民間企業で仕事をされている方を対象とした職員採用のことも行っておりますし、任期の期間だけ職員として頑張って、専門的にも経験を用いることになるわけですね。だから、いろんな形で新卒の方を採用することもありますし、民間で働いた方も採用する場合がありますし、いろんなケースがあろう

かと思うんですけども。やっぱりただ単に公務の仕事に任期付採用によってスムーズに生かしていくと、こういう位置づけで採用するだけではなくて、その方のやっぱり労働条件を改善するとか、官の仕事として全体の位置づけがあるわけでありますから、雇った方についても一定、市としても正規職員への登用の道はきちんと検討されて、対応していただきたいと思うんですけど、当然、競争試験で行うのは当然でありますけど、そういうことをやっぱり考えていただきたい。そうしなければ、ただ単純に正規職員の足りない分を任期付職員で賄うということになっていくんだろうと思うんです。そういう点で、もう一度、そういう道を検討できないのかということについてお答えいただきたいと思えます。

○山本善信委員長 市長公室長。

○寺田市長公室長 現時点では残念ながらそういうことは考えておりません。将来的にこの任期付職員を採用して、それを正規職員への道があるのかどうかというのはまだ現時点わかりませんが、ただ、この任期付職員の方々をもし採用する場合、いや、この任期付職員として雇用されれば、将来的に正職の道があると。そのようなことは事前に言うべきものではないし、そういうことを言いますと、非常に期待をされて来られますし、それが期待にそぐわない場合は、非常に雇用環境としては非常に問題を起こしますので、現時点ではそういう考えであります。

○山本善信委員長 野口委員。

○野口委員 そういうふうな答弁しかないとは思いますが。結果としては正職で賄う仕事を、いわゆる定年退職だとか、そういう正職の推移によって、任期付の活用も含めながら業務をこなしていくと。その結果、正職の数がどんどん減っ

ていくと、そういう役割を果たすことになるわけで、そういう点で、今申し上げた点も含めて、事前に云々じゃなくて、やっぱりそういう大きなところで、この分はどうあるべきかということを検討していただきたいということは申し上げておきます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

森西委員。

○森西委員 1点確認だけさせていただきたいんですけど。議案第102号の高齢者部分休業に関する点なんですけれども。この高齢者部分休業という、その高齢者という年齢というのは、何歳からというか、幅というのがあるのかどうかということをお聞きいたします。

○山本善信委員長 中岡次長。

○中岡市長公室次長 一応、法律の方で退職日、摂津市で言いますと、毎年3月31日になるんですけれども、そこからさかのぼって5年の範囲内ということですので、55歳以上の方になると思います。

○山本善信委員長 よろしいですね。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前10時54分 休憩)

(午前10時56分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

議案第104号の審査を行います。

補足説明を求めます。

総務部長。

○奥村総務部長 それでは、議案第104号、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件につきまして、その主な改正点を本会議での提案説明と一部重複いたしますが、補足説明をさせていただきます。

まず、第1点目、第15条「個人の市

民税の非課税の範囲」の改正につきましては、平成16年度税制改正で提示されました公的年金等控除、老年者控除の見直しと一連のもので、高齢者を年齢だけで一律に優遇する現行制度の見直しの中で、平成17年度税制改正で非課税措置の対象者から、「年齢65歳以上の者」を削除するものでございますが、施行附則第3項から第6項で、「年齢65歳以上の者」に係る税負担増加に配慮して、平成18年度は3分の2の控除を、平成19年度は3分の1の控除をし、平成20年度から実質廃止するものでございます。

第2点目、第29条「市民税の申告等」の改正につきましては、課税客体としてその所得の捕捉が困難だったフリーターに対する課税の強化を図るもので、給与の支払者が関係市町村に提出する給与支払報告書の提出者の範囲を、年の途中で退職した者にも拡大するものでございます。

第3点目は、「特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に関する規定を第43条の2として新たに追加するもので、金融・証券税制の一層の簡素化、また一般個人の投資リスクの軽減を図る観点から、特定管理口座で管理されていた株式の無価値化によるみなし譲渡損の特例を規定したもので、附則第43条から第47条の改正も金融・証券税制の一連の改正に伴う項ずれ等に伴う条文整備でございます。

最後に、改正条例の施行は平成18年1月1日からとしております。

以上、摂津市税条例の一部を改正する条例制定の件の補足説明とさせていただきます。

○山本善信委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

南野委員。

○南野委員 第15条第1項第2号中「、年齢65歳以上の者」を削るとありますが、本市におきまして、対象者は一体何人ぐらいいらっしゃるのか。またどのような方法でお知らせ、周知されるのか、お聞かせください。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 ご質問の65歳の非課税の対象者ということでございますけれども、17年度の課税状況調べから見ますと、公的年金受給者で所得割額の納税義務者は5,055人で、うち65歳以上の納税義務者数は2,585人となっております。このうち、65歳以上の老年者控除適用納税義務者につきましては、2,521人でございます。

2点目の、お知らせ、周知のご質問でございますけれども、市の広報等を利用する等、周知方、検討してまいりたいと考えております。

○山本善信委員長 南野委員。

○南野委員 対象者が約2,500人ということでありましたけれども、その対象者の方々が本当に納得していただけるように、細かな納税方法など、丁寧でわかりやすいお知らせの周知徹底をどうかお願いし、要望いたします。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

三宅委員。

○三宅委員 先ほど南野委員が質問された点と若干重なるかとも思いますが。老年者控除、これに関しましては、16年度改正において、これが廃止されたと記憶しております。今回、本条例が制定された場合、老年者控除廃止の分と合わさっての新しい請求額となるように考えられますけれども、この理解で間違いはございませんでしょうか。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 今、三宅委員ご指摘のとおり、16年度改正の老年者控除の廃止、既に改正されておるんですけども、それと今回の65歳の非課税の部分につきましては、同等に改正されたということでございます。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 ご答弁ありがとうございます。

とした場合、増額分と申しましょうか、これのおおよその見込み等がおわかりの範囲で結構ですので、お示し願いたく思います。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 16年度改正の部分でございます。老年者控除の廃止の部分の影響額でございますけれども、この老年者控除の廃止につきましては、住民税の部分につきましては、18年度分から48万円の控除が廃止されるということでございますけれども、これに伴いまして増収額でございますが、平成17年度の課税状況調べをもとに試算いたしますと、18年度の市民税につきましては、約3,350万円程度の増収になるのではないかと見込んでおります。

○山本善信委員長 三宅委員。

○三宅委員 わかりました。16年度の決算1つをとりますとも、多額の市税の未徴収が発生しております。南野委員のご要望にもございましたけれども、本件に関しましては、くれぐれも不公平や不均衡が発生しないように、誠心誠意で取り組んでいただくことをご要望として質問を終わらせていただきます。

○山本善信委員長 ほかにございませんか。

野口委員。

○野口委員 今回の条例改正については、

補足説明がありましたように、昨年度の税制改悪ということの関連で、出てきたところだと思っています。小泉政権のもとで、いろいろ庶民大増税路線がこの間、引かれておって、ご説明があったように公的年金控除の縮小で140万円から120万円に20万円縮小されると。老年者控除、所得税では50万円、住民税で48万円と、これが廃止をされると。定率減税も半減がこの1月から始まっていきます。そうした3つの庶民増税に関連して、今回、65歳以上の方々の非課税措置の廃止と、当然激変緩和があるわけですけれども。これが重なって今回条例改正の提案になったというふうに思っています。

全国的には、これによって、これまで65歳の中で非課税から課税になるのは100万人と言われております。特に、現行、ご夫婦で年金収入で見た場合に、266万6,667円の収入の方までは、住民税も所得税非課税でありました。これが今回、そうした改悪によって、大変な負担増になると。課税になり負担増になるとということだと思ふんです。

そういうところで、まずお尋ねしたいのは、この従前の収入の非課税限度だった266万6,667円の方が、今回の改正によって住民税でどのぐらい負担増になるのか。ゼロから何ぼになるのかと。あわせて参考に、所得税はどうかということもご説明いただきたいと。

そして、本市の場合で、これまで非課税であった方々が、人数的にどのぐらいおられたのかということもあわせてお願いしたいのと、100%課税した場合、住民税についてはこれだけ徴収になりますよと。しかし激変緩和で平成18年度は3分の2控除ですから、3分の1の課税はされるという、この平成18年度、

19年度、20年度それぞれ平成17年度を基本にして、非課税だった方々が払う納税額、これが何ぼになるのかということもちょっと教えていただきたいと思っています。

それと、定率減税の影響です。いつも厚生省、国の方が家族世帯でモデル世帯で出しているのが、夫婦4人家族で子どもさんお二人として、そのお一人が特別扶養控除を受けられる、そういう年齢がいらっしゃるといのが基本にモデルケースで試算されますけれども、定率減税の半減によって、このモデル世帯でどういう影響が出てくるのか。これによってもし試算されておれば、関連して摂津全体で定率減税の半減による影響といたしますか、以前聞いたことがあると思いますけれども、あわせて数字を教えてくださいと思います。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 今、ご質問いただきました、65歳以上の者に対する個人市民税の非課税措置の廃止の部分につきまして、標準ご夫婦世帯で収入266万6,667円までの方が従来は非課税でございましたけれども、その今回の改正によります増収、負担増というご質問でございますけれども。今回の改正によりまして、世帯数で申しますと、1,806世帯の方に対しまして、今回の住民税につきましては、2,670万円ほどの増額、これも住民税の市民税の部分でございますけれども、増額に相なると試算しておるんですけれども、18年度から軽減措置が適用されておりまして、18年度につきましては、3分の2を軽減するというところで、この市民税の部分で1,050万円の軽減措置が適用されまして、18年度の調定額のベースで申しますと、1,610万円程度の増収になると見込んでお

ります。

所得税の部分についてのご質問でございますけれども、所得税につきましては、総額の数字はちょっと持ち合わせておられないんですけれども、65歳以上、本人と妻の世帯の場合ですと、公的年金収入260万円といたしますと、4万6000円程度の所得税の増収になるものと見込んでおります。

2点目の非課税の人数というご質問でございますけれども、ただいま非課税の人数につきましては、持ち合わせておられないんですけれども、その対象65歳以上、所得125万円以下、非課税規定廃止によります影響の部分で、納税義務者の部分で、世帯ごとの数字でご説明させていただきますと、単身世帯が1,183世帯、夫婦のみの世帯が623世帯、合計1,806世帯となっております。金額的には先ほどの申し上げました軽減額を考慮した、この全体の影響でございますけれども、1,610万円程度の増収になると見込んでおります。

それから、経過でございますけれども、18年度、19年度でございますけれども、今回の経過措置としまして、平成18年度分はその3分の2を減額し、平成19年度分はその3分の1を減額することとされておりまして、具体的には、所得割につきましては、平成18年度分はその3分の2、均等割につきましては、市民税の分で1,000円とすることとされておりまして、1人当たりの影響額でございますけれども、年金収入260万円の方で約3万2,000円のご負担になると考えております。

それから、最後の4点目のご質問でございますけれども、定率減税に関する影響はというご質問でございますけれども、個人住民税の定率減税につきましては、平

成11年度の税制改革におきまして、当時の著しく停滞した経済動向の回復に資する観点から、個人所得課税の抜本的見直しまでの間の特例措置として導入されたものでございますけれども、改正前の制度につきましては、個人住民税所得割の15%に相当する金額、上限で申しますと4万円を個人住民税所得割の額から税額控除するものでございましたけれども、今回の改正におきまして、所得税と同様に、個人住民税の定率減税につきましても2分の1に縮減することとされたわけでございますけれども。この結果、定率減税の額につきましては、個人住民税の所得割額の7.5%に相当する金額、上限で申しますと2万円とされたわけでございますけれども。この部分の影響でございますけれども、18年度個人住民税の影響につきましては、年収700万円の4人家族世帯で所得税と住民税を合わせますと4万1,000円程度の増となるものと試算いたしております。

○山本善信委員長 もし漏れ落ちがあったら2回目の質問の中で質問してください。

野口委員。

○野口委員 一応ご説明いただいたんですが、こうした庶民大増税の一環の中で、あわせてフリーター課税に向けて、事業主に対する課税がより徹底できるように、年度途中に退職された方についても、報告してほしいということで、フリーター課税も含めて今回の税制改正にも入っているわけですね。

いろいろ収入面で260万円を一応収入とみなして、どちらも65歳以上の夫婦でということで、そういう試算値が出されたわけです。ご説明ありましたように、所得税の1年後に住民税かぶさってきますので、所得税については、この4

つの制度の改悪によって、前に比べれば所得税がゼロであったのが4万6000円になったと。住民税の方は1年後の来年に加わってくるわけですが、3万2,000円になると。ということは従前の税制であれば、260万円の夫婦世帯の年金収入の方については、住民税も所得税もゼロだったのが、合計で7万2,600円、7万円を超える負担増になると。あわせて生活する中では、国民健康保険料だとか、年金の制度もそうありますから、課税が増えるわけでありますから、当然、そういう保険料にもプラスの方向で負担増になってきます。大変な負担が平成16年度の税制改悪によってかぶさってくるということになるわけです。

これから、さらにいろんな控除の制度についても、一層廃止縮小する方向もあります。それで大変心配をしている面もあるわけでありますけども、関連してお尋ねしたいのは、そうしますと先ほど266万6,667円という、従前年収で見た場合に非課税の方についてお尋ねしましたけれども、それを超える方もたくさんいらっしゃるわけで、全体として、定率減税の半減、お年寄りにかかわる年金控除の140万円が120万円に変わりましたと。老年者控除が所得税で50万円、住民税で48万円が廃止されると。今回の非課税限度の廃止ということで、全体として、来年度住民税で摂津の場合は、どのぐらいの増収で見られているのか。これ最後にお尋ねしておきたいと思えます。

○山本善信委員長 寺本課長。

○寺本市民税課長 今、ご質問いただいております、全体としての定率減税の影響額でございますけども、ただいま資料、手元に持ち合わせておりませんので、これから試算してまいりたいと考えており

ますので、よろしく申し上げます。

○山本善信委員長 総務部長、教えてください。

○奥村総務部長 数値については後日報告をさせていただきたいと思えます。今回の税制改正の分、提案させていただいているんですけども、この税制の分についてはご存じのように、国の方の税制調査会、この答申を受けまして国の方が地方税法の改正をし、それから本市については市税条例の改正をするということになっております。

答申をちょっと引用させていただきますと、65歳以上の者等に対する非課税限度額制度は、現役世代との、それから高齢者間との税負担の公平を確保するために、ということで、障害者のように真に配慮が必要な場合だけ残しておきます。

いわゆる一定所得のある高齢者については、一応改めますということになっております。ちなみに、夫婦2人の場合についての年金収入額245万円までは一応非課税でございました。今回改正によりまして、所得割の非課税限度額が225万円、それから均等割の非課税限度額が212万円、これを現役の給与所得者と比較をしますと、給与収入金額の人は175万円が非課税の限度額、この212万円あるいは225万円につきましてもやはり現役との差はまだ埋まっていないという実情でございます。

単身者につきましても同様にやや高齢者の方については優遇をされているというふうになっております。

先ほど十分お答えできていない数値等につきましても、後日皆様方に資料を提出していきたいというふうになっております。

○山本善信委員長 影響額について、もう大づかみの数字だけでもわかりません

か。

それじゃ、資料として各委員に提出いただきますようお願いいたします。

ほかにありませんか。

以上で、質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時27分 再開)

○山本善信委員長 再開いたします。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○山本善信委員長 討論なしと認め、採決いたします。

議案第76号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第100号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第101号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第102号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第103号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第104号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○山本善信委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

以上で、本委員会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

(午前11時29分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

総務常任委員長 山本善信

総務常任委員 三好義治